

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月4日
【会社名】	株式会社神戸製鋼所
【英訳名】	Kobe Steel, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川崎 博也
【本店の所在の場所】	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号
【電話番号】	078(261)5198
【事務連絡者氏名】	経理部担当部長 山本 明宏
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川5丁目9番12号
【電話番号】	03(5739)7110
【事務連絡者氏名】	財務部長 岩崎 浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,237,690,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年1月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	57,750,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成26年2月4日(火)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集とは別に、平成26年2月4日(火)開催の取締役会において、当社普通株式の日本国内における募集(以下「国内一般募集」という。)及び海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(以下「海外募集」という。)を行うことを決議しております。また、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から57,750,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

国内一般募集及び海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」をご参照下さい。

- 3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	57,750,000株	9,237,690,000	4,618,845,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	57,750,000株	9,237,690,000	4,618,845,000

(注)1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当株数		57,750,000株	
払込金額の総額		9,237,690,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 本山 博史	
	資本金の額	1,251億円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数(平成25年9月30日現在)	4,213,867株
	取引関係	国内一般募集の主幹事会社であります。	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成26年1月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	1,000株	平成26年3月18日(火)	該当事項はありません。	平成26年3月19日(水)

(注)1 発行価格については、平成26年2月19日(水)から平成26年2月25日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に国内一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

2 本第三者割当増資においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社神戸製鋼所 本店	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社三菱東京UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
9,237,690,000	37,000,000	9,200,690,000

(注)1 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額は、平成26年1月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限9,200,690,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額61,337,600,000円及び海外募集の手取概算額上限30,027,410,000円を合わせた手取概算額合計上限100,565,700,000円について、平成28年度末までに、860億円を「鉄鋼事業の収益力強化」と「鋼材事業の構造改革」に係る設備投資資金に、132億円を鉄鋼事業及びアルミ・銅事業における自動車分野での設備投資資金及び投資資金に、残額を長期借入金の返済に充当する予定です。

当社グループでは、平成25年5月に策定した「2013-2015年度グループ中期経営計画」において、平成25年度からの3年間を「経営基盤の再構築」の期間であるとともに、「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」を打つ期間と位置付けております。その具体的な取組みとして、「鉄鋼事業の収益力強化」のために、新溶銑処理工場、高効率自家発電設備(2GTCC)、厚板加速冷却設備等のコスト競争力強化のための設備投資を進めています。また、中長期的には、さらに競争が激化することが予想される中、もう一段の競争力強化のために、「鋼材事業の構造改革」を意思決定いたしました。神戸製鋼所の高炉をはじめとした上工程設備を休止して加古川製鉄所に集約し、加古川製鉄所において最新鋭のブルーム連続鑄造設備と溶鋼処理設備を新設、分塊圧延機を能力増強し、主力品種である特殊鋼線材・棒鋼の競争力を強化してまいります。加えて、成長市場の需要取り込みに向けて、軽量化ニーズが高まりつつある自動車分野におけるグローバル供給体制の構築を目指しております。今回の調達資金は、これらの施策に充当することを企図しております。(当社グループの中期経営計画における施策については「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 1 対処すべき課題」をご参照下さい。)

なお、当社グループの鉄鋼事業の収益力強化に係る設備投資並びにアルミ・銅事業における自動車分野での設備投資の主要な計画は、本有価証券届出書提出日(平成26年2月4日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年12月末現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	セグメント	設備等の内容	投資予定金額(注1)		資金調達方法	工期	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着工	完成(注2)
当社 加古川製鉄所 神戸製鉄所	鉄鋼事業部門	「鉄鋼事業の収益力強化」(新溶銑処理工場、高効率自家発電設備(2GTCC)、厚板加速冷却設備)と「鋼材事業の構造改革」に係る設備	118,550	11,928	増資資金、自己資金、借入金等	平成23年 4月	平成29年 11月
神鋼汽車 鋼材(天津) 有限公司	アルミ・銅 事業部門	自動車パネル材製造工場	12,600(注3,4)	-		平成25年 9月	平成28年 4月
合計	-	-	131,150	11,928	-	-	-

(注) 1 金額には消費税等は含んでおりません。

2 完成後の増加能力等につきましては、算定が困難であるため記載しておりません。

3 投資予定額については、予算上の為替レート(1元=16.5円)で算出しておりますので、為替の変動等により、今後の投資予定額に変更もあり得ます。

4 アルミ・銅事業における自動車分野での設備投資については、中国における事業統括会社である神鋼投資有限公司への投資を通じて行います。

また、鉄鋼事業部門における自動車分野での主要な投資に係る具体的な内容、金額及び支出予定時期は以下のとおりとなっております。

内容	金額(百万円)	支出予定時期
鉄鋼事業部門における自動車用冷延ハイテンの製造・販売に関する合併会社(鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司)への投資	5,700(注1,2)	平成26年6月

(注) 1 金額については、予算上の為替レート(1円=16.5円)で算出しておりますので、為替の変動等により、今後の金額に変更もあり得ます。

2 本投資については、中国における事業統括会社である神鋼投資有限公司への投資を通じて行います。

3 当該投資資金は上記合併会社において、自動車用冷延ハイテンの製造設備等への投資に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

当社は、平成26年2月4日(火)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式の日本国内における募集(国内一般募集)、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(海外募集)及び当社普通株式の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行うことを決議しております。

公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分の募集株式総数は574,750,000株であり、国内一般募集株数385,000,000株及び海外募集株数189,750,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数165,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数24,750,000株)を目処に募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成26年2月4日(火)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決議しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から57,750,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年3月12日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、みずほ証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

みずほ証券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、みずほ証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、上記記載の取引に関して、みずほ証券株式会社は他の国内一般募集の共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーと協議の上、これらを行います。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第160期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第161期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年7月31日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第161期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月7日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第161期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月4日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月4日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本6の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年2月4日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年2月4日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

1 対処すべき課題

当社グループは、平成22年4月に中長期の経営指針として「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』～新しい価値の創造とグローバルな成長を目指して～」を策定し、その実現に向けて取り組んでまいりました。

この間、国内外での大きな自然災害や海外経済の変調、為替水準の急激な変動など、当社グループを取り巻く外部環境には様々な変化が生じました。足下、円高の是正など、外部環境は好転しているものの、依然として、先行きへの不透明感は拭えません。当社グループにおいては、とりわけ鋼材事業で、市場におけるコスト競争力の低下に加え、中国、韓国の生産能力増強による供給過剰を背景とした海外市況の低迷などの影響により、収益力が低下しております。

このような状況の下、平成25年5月に策定した中期経営計画において、平成25年度からの3年間を「経営基盤の再構築」の期間と位置付けるとともに、平成28年度以降の中長期を見通して、「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」を打つ期間とし、中長期経営ビジョンの実現に向けた取組みを進めております。

「経営基盤の再構築」については、以下の取組みに注力しております。

< 鉄鋼事業の収益力強化 >

鉄鋼事業部門を安定収益体質にすることは、当社グループにとって最大かつ喫緊の課題です。生産現場レベルでのコスト削減、安価品調達などによる原料コスト削減、固定費削減などあらゆるコスト削減策を実現し、収益力の早期回復を図ります。加えて、加古川製鉄所における新溶鉄予備処理設備や高効率自家発電設備、厚板加速冷却設備の改造などの投資効果を着実に取り込むとともに、品種構成改善や拡販により安定的な収益体質の構築を進めてまいります。

< 成長分野・地域での販売量の確保 >

中長期経営ビジョンの策定以降、自動車ハイテン鋼板の設備新設（北米）、自動車高級弁ばね用鋼線製造の拠点設立（中国）、アルミ鍛造部品製造の拠点設立・増強（中国、北米）、非汎用圧縮機メーカーへの資本参加（中国）など、海外拠点の拡充を進めてまいりました。これらを最大限に活用し、自動車、資源・環境、エネルギー、インフラといった成長分野と、新興国や北米などの成長地域において、オンリーワン製品や技術、サービスを中心として、最大販売量の確保に取り組んでまいります。

< 体質強化活動 >

平成24年10月に設置した「体質強化委員会」において、「人事/労務」、「固定費」、「調達コスト」、「工場/ものづくり」の4つのテーマでコスト削減を目指した活動に取り組んでおります。これらの活動を通じて全社的な固定費や調達コスト、品質失敗コストの削減を進めてまいります。

< 財務体質の改善 >

鉄鋼事業部門の収益安定化やその他事業部門の収益改善とは別に、在庫圧縮や債権流動化・資産売却などによるキャッシュの創出に加え、投融資案件の厳選によって、財務体質の改善を図ってまいります。

これらの重点課題以外にも、中長期経営ビジョンの基本方針であるものづくり力の強化や、人材育成、技術開発の強化を引き続き推進し、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」については、以下の取組みに注力してまいります。

< 鋼材事業の構造改革 >

鋼材事業の中長期の事業環境は、自動車を中心とした製造業の海外移転などにより、鋼材内需が漸減する可能性が高く、東アジアで新製鉄所の稼働が予定されていることから、今後さらに競争が激化するなど、厳しい事業環境が継続することが予想されます。

このような状況の下、鋼材事業においてはもう一段の競争力強化が必要であり、平成29年度を目処に神戸製鉄所の高炉をはじめとした上工程設備を休止し、加古川製鉄所に集約する「鋼材事業の構造改革」を意思決定いたしました。

この集約による加古川製鉄所の稼働率の向上と固定費の削減により、大幅なコスト低減を図ります。また、加古川製鉄所において、最新鋭のブルーム連続鑄造設備と溶鋼処理設備を新設、分塊圧延機を能力増強し、主力品種である特殊鋼線材・棒鋼の競争力を強化してまいります。

< 機械系事業の戦略的な拡大 >

伸長が期待される海外需要を確実に捕捉していく取組みは既に進めておりますが、引き続き圧縮機事業や建設機械事業などにおいて、国内外の拠点を整備し、グローバルな成長戦略を強化します。また、多様な技術を有する当社グループの強みを活かし、グループ横断のプロジェクトにより技術融合を行ない、水素ステーション向け製品の開発やバイナリー発電など、新たな製品や事業の拡大を進めてまいります。

< 電力供給事業の拡大 >

神戸製鉄所の石炭火力発電所や加古川製鉄所のガスタービン・コンバインド・サイクルによる自家発電設備などの建設と操業で培ったノウハウを活かし、将来を見通した安定収益基盤として、電力供給事業の拡大を、様々な選択肢を視野に入れながら進めてまいります。

平成24年度より、栃木県真岡市においてガス火力発電所の建設の検討を開始し、環境アセスメント手続きに着手しております。平成31年から平成33年頃の稼働を目標に、確実な受注を目指します。なお、「鋼材事業の構造改革」によって生じる神戸製鉄所の高炉跡地の活用策としても、電力供給事業の可能性を検討してまいります。

このように、当社グループは、平成25年度からの3年間の中期期間において、鉄鋼事業の収益力強化、体質強化活動、財務体質の改善などによって経営基盤を再構築するとともに、平成28年度以降の中長期を見据えた布石を着実に打ち、将来の「収益の『安定』と事業の『成長』」を目指してまいります。

また、中長期的には、「素材系事業と機械系事業の2本柱に加え、電力供給事業を安定収益基盤とした独自の複合経営」をより強化し、中長期経営ビジョンの実現を目指してまいります。

セグメント毎の取組みについては、以下のとおりです。

[鉄鋼事業部門]

独自性を最大限活かした競争力ある技術・製品を提供する事業へ

- ・設備投資効果やあらゆるコスト削減策の積上げによる収益力の早期回復
- ・特殊鋼線材の現地調達ニーズへの対応強化、エネルギー分野向け厚板の拡販、自動車ハイテン鋼板のグローバル供給体制の確立（日本、北米、中国）などによる最大販売量確保
- ・航空機分野などでのチタン事業の強化

[溶接事業部門]

世界で最も信頼される溶接ソリューション企業へ

- ・国内事業の競争力の強化（最適な生産体制へのシフト）
- ・アセアン地域やエネルギー、海洋構造物分野での最大拡販による海外事業の安定収益の確保
- ・溶接ソリューション開発の推進

[アルミ・銅事業部門]

業界トップクラスの収益力を有する事業体へ

- ・自動車アルミパネル材のグローバル供給体制の確立（日本、中国、（北米も検討））
- ・自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の生産拠点の能力増強による日米中三極体制の強化
- ・銅板事業における自動車端子用合金の拡販

[機械事業部門]

日本拠点を核とし、アジア、北米・南米、欧州へのグローバル化を加速

- ・圧縮機を中心にしたグローバル展開の推進
- ・グループ全体としてのものづくり力の強化

[エンジニアリング事業部門]

特徴ある技術を活かして社会に貢献する高収益事業へ

- ・ミドレックス直接還元製鉄プロセスの強化と最大受注量の確保
- ・震災復興案件への貢献
- ・ミネソタITmk3の早期安定稼働と次期案件の構築

[神鋼環境ソリューション]

環境・エネルギー分野で、特色あるプロセス・ハード/サービスを提供する存在感のあるグローバル企業へ

- ・国内事業基盤の強化
- ・水処理ビジネスを中心に伸長するアセアン地域などで提案型ビジネスの展開

[コベルコ建機]

事業環境の変化に追従できる柔軟で強靱な事業体へ

- ・欧米市場（旧C N Hテリトリー）での流通網の再構築とグローバルブランドの確立
- ・日本、中国、東南アジア、インドに加えて北米での生産拠点の設立検討
- ・中国の需要動向に左右されないバランスのよい強靱な事業構造の確立
- ・グローバルエンジニアリングセンターの活用による設計・開発力・ものづくり力・サプライチェーンの強化、国内生産体制の強化

[コベルコクレーン]

クローラクレーンの世界トップメーカーへ

- ・コストダウンの確実な実行とものづくり改革による製造面でのムダの徹底排除
- ・震災復興案件への貢献や北米・東南アジアにおける販売台数最大化

<中長期経営ビジョン>

中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION “G”』とは、多様な素材系、機械系のビジネスで培った神戸製鋼グループならではの知識・技術をさらに融合することにより、

- ・グローバル市場において存在感のある企業グループ
- ・安定収益体質と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
- ・株主・取引先・従業員・社会と共栄する企業グループ

の3つを5年～10年後の神戸製鋼グループ像として目指すものです。当社グループは、安全・コンプライアンスへの取組みを徹底した上で、以下の基本方針の下、様々な事業を展開しております。

『KOBELCO VISION “G”』の基本方針

- () オンリーワンの徹底的な追求
- () 「ものづくり力」の更なる強化
- () 成長市場への進出深化
- () グループ総合力の発揮
- () 社会への貢献

なお、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(「会社支配に関する基本方針」)は以下のとおりであります。

1. 基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、当然是認されるべきであると考えております。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家などに十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為は、いずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連など様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これら全てが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。そして、これらのステークホルダーとの関係および事業間のシナジーについて十分な理解のない大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配した場合には、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損される可能性もあります。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行なわれる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行なわれている大型のM&A案件を見ると、友好的に行なわれる場合であっても、合意に至るまでに半年を超えて交渉を行なう事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意無く行なわれる大規模買付行為においても、友好的に行なわれるのと同等の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 「中長期経営ビジョン」による企業価値向上への取組み

当社グループは、平成22年4月に神戸製鋼グループ「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』」を策定し、現在、この実現に向け取り組んでおります。

「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』」とは、多様な素材系、機械系のビジネスで培った神戸製鋼グループならではの知識・技術をさらに融合することにより、

- ・グローバル市場において存在感のある企業グループ
- ・安定収益体質と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
- ・株主・取引先・従業員・社会と共栄する企業グループ

の3つを5年～10年後の神戸製鋼グループ像として目指すものです。当社グループは、安全・コンプライアンスへの取組みを徹底した上で、以下の基本方針の下、様々な事業を展開しております。

『KOBELCO VISION“G”』の基本方針

- () オンリーワンの徹底的な追及
- () 「ものづくり力」の更なる強化
- () 成長市場への進出深化
- () グループ総合力の発揮
- () 社会への貢献

「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』」の内容の詳細は、当社ホームページ

(<http://www.kobelco.co.jp>) プレスリリース欄 平成22年4月14日付「神戸製鋼グループ『中長期経営ビジョン』」をご覧ください。

(2) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上への取組み

当社は、内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力を挙げ、企業価値の向上に取り組んでおります。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組みとして、次のプラン(以下、「本プラン」といいます。)のご承認をいただきました。

<本プランの概要>

本プランは当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、以下の手順を定めております。

(1) 本プランの趣旨

当社株券等の持株割合が15パーセント以上となる当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで大規模買付行為が開始されないようにすることを定めたものです。

(2) 独立委員会の設置

当社取締役会の恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客観性、公正性、合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等及び社外の経営者と社外取締役によって構成いたします。

(3) 必要情報の提供

大規模買付者の提案が企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて判断するため、大規模買付者に対し、株式取得の目的、買付対価の算定根拠、買付資金の裏付け、株式取得後の経営方針等について、情報提供を求めます。

ただし、提供される情報は、株主並びに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとし、独立委員会は、大規模買付者に延々と情報提供を求めるなどの濫用的な運用は行ないません。

(4) 検討評価

独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報提供を受けたと判断した旨を開示した日から、円貨の現金のみとする全部買付けの場合は60日間、これ以外の場合は90日間を当社取締役会および独立委員会の検討評価期間として確保いたします。

独立委員会は、この間、大規模買付行為の妥当性や対抗措置の発動の是非等を判断し、その検討の結果を取締役に勧告いたします。

独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものいたします。

検討評価期間は、独立委員会が必要と判断した場合、最大60日延長可能といたします。

(5) 大規模買付行為がなされたときの対応

独立委員会の勧告を最大限に尊重し、取締役会が以下の基準のもとで判断いたします。

- a. 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、原則として対抗措置を発動します。
- b. 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合、取締役会は、仮に反対であっても、大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等を行なうにとどめ、原則として対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値を著しく損なうと判断される場合には対抗措置をとることがあります。

(6) 対抗措置の内容

大規模買付者は行使することができないなどの条件を付した新株予約権の無償割当ての方法をとります。ただし、大規模買付者に新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものいたします。

(7) 有効期限

本プランの発効およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランについては当社第160回定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただきました。

本プランは同定時株主総会の終了後に開催された最初の取締役会の終了時に発効いたしました。本プランの有効期限は平成27年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。ただし、平成27年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

本プランの内容の詳細は、当社ホームページ(<http://www.kobelco.co.jp>) プレスリリース欄 平成25年4月26日付「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について」をご覧ください。

4. 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社グループにおける取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みです。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス(企業統治)体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものです。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。本プランに定める手続きのいずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様には保障するための手段として採用されたものです。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効は、株主総会における当社株主の皆様の承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。加えて、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持により株主共同の利益を損なうこととなると判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

本プランに定める当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行なわれます。さらに、当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討評価し、対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、外部専門家などの助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

2 事業等のリスク

1. 主要市場の経済状況等

当社グループの国内向け販売は、自動車、造船、電気機械、建築・土木、IT、飲料容器、産業機械などを主な需要分野としております。一方、当第3四半期連結累計期間の海外向け販売は全売上高の35.7%であり、最大の需要国である中国を含むアジア地域が、海外売上高の過半を占めております。

従って、当社グループの業績はこれらの需要分野の動向、需要地域における経済情勢等の影響を受けます。また、海外の各需要地域における政治・社会情勢、各地域における事業の監督や調整の困難さ、労働問題、関税、輸出入規制、通商・租税その他の法的規制の動向が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、各製品市場において、国内外の競合各社との厳しい競争状態にあり、競合各社による当社製品よりも高性能な製品開発や迅速な新製品の導入等、その状況次第では当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 鋼材販売数量・価格の変動

当社グループの販売する鋼材の数量・価格は、国内外の需要分野の動向や国際的な鋼材需給・市況により影響を受けます。

国内鋼材販売の形態は、大きくは製品数量・規格等を直接需要家との間で取り決めて出荷する「紐付き」と、需要家が不特定の状態で出荷する「店売り」とに分かれますが、当社の場合ほとんどが「紐付き」であります。鋼材の需給状況が変動した場合、「店売り」価格の方がより敏感に連動するものの、最終的には「紐付き」価格も影響を受けることとなります。また、鋼材販売数量の概ね30%を占める輸出鋼材の販売数量・価格についても、各需要地域における鋼材需給等により影響を受けます。

これらの鋼材販売数量・価格の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

3. 原材料等の価格変動等

当社グループが調達している鉄鉱石、石炭、合金鉄・非鉄金属、スクラップ等の鉄鋼原料価格及びそれらの輸送に関わる海上運賃等は、国際的な市況、為替相場、法規制、自然災害、政治情勢等により影響を受けます。特に、鉄鉱石及び石炭については、原産国や供給者が世界的にも限られていることから、需給動向が国際市況に与える影響が大きくなる傾向があります。これらの価格・運賃の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

また、アルミ・銅事業におきましては、アルミ・銅の地金価格の変動は基本にお客様に転嫁する仕組みとなっております。しかしながら、地金価格の市況が短期間に大きく変動した場合には、会計上の在庫評価影響などによって、当社グループの業績に一時的に影響が生じる可能性があります。

さらに、当社グループは、耐火物等の副資材、設備投資関連資材、及び電装品、油圧機器、内燃機器等の資機材を外部調達しており、これら資機材の価格変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

加えて、上記原材料やこれらの資機材等の調達先との取引関係に重大な変更があった場合にも、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 環境規制等の影響

鉄鋼、アルミ・銅事業部門を中心に、その生産活動の過程において廃棄物、副産物等が発生します。当社グループでは、国内外の法規制に則った適切な対応に努めておりますが、関連法規制の強化等によって、過去に売却した工場跡地等であっても土壌汚染の浄化のための費用が発生するなど、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後二酸化炭素等の排出に関連して数量規制や税の賦課が導入された場合には、鉄鋼事業部門を中心に当社グループの事業活動が制約を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 事故、災害等による操業への影響

当社グループの生産設備の中には、鉄鋼事業部門の高炉、転炉など高温、高圧での操業を行なっている設備があります。また、高熱の生産物、化学薬品等を取り扱っている事業所もあります。対人・対物を問わず、事故の防止対策には万全を期しておりますが、万一重大な事故が発生した場合には、当社グループの生産活動に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内外の製造拠点等において、大規模地震や台風等の自然災害、新型インフルエンザ等の感染症、その他当社グループの制御不能な事態により操業に支障が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 訴訟等のリスク

当社グループは、国内、海外において多岐にわたる分野で事業活動を行なっており、その遂行にあたっては、法令その他の社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行なうことを指針としております。しかしながら、当社子会社が国土交通大臣認定を受けて製造・販売する建築用ボルトのうち、認定条件を逸脱した製造条件により製造されたものに起因する取引先からの賠償請求など、当社グループ各社及び従業員が、製造物責任法や知的財産権の問題等で訴訟を提起され若しくはその他のクレームを受ける可能性や、法令違反等を理由として罰金等を課される可能性があり、その結果によっては、当社グループの業績や社会的信用力に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの技術・ノウハウを知的財産権等を通じて法的に保護できない場合にも、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 財務リスク

為替レートの変動

当社グループの外貨建取引は主として米ドル建で行なわれており、当第3四半期連結累計期間におけるドル収支は輸入超過であります。当社グループは、短期的な対応として為替予約等を実施しておりますが、変動リスクを完全に排除することは困難であり、為替レートの変動は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

金利率の変動等

当第3四半期連結累計期間における当社グループの外部負債残高は8,090億円（I P Pプロジェクトファイナンスを含めると8,544億円）であります。これらの負債及び新規の借入金・社債等に関し、金融情勢の変化等による金利率及びその他の条件の変動等が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

たな卸資産の価値下落

当社グループが保有しているたな卸資産について、収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

投資有価証券の価値変動等

当社グループが保有する投資有価証券の当第3四半期連結累計期間の連結貸借対照表計上額は2,002億円であります。上場株式の株価変動などに伴う投資有価証券の価値変動は、当社グループの業績に影響を及ぼします。

加えて、年金資産を構成する上場株式の株価変動により、退職給付会計における数値計算上の差異が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の計上

当社グループでは繰延税金資産について、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断して計上しております。しかしながら、今後将来の課税所得の見積り等に大きな変動が生じた場合には、繰延税金資産の取崩しが発生し、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

固定資産の価値下落

当社グループが保有している固定資産について、時価の下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

8. 中期経営計画の実現

当社グループは平成25年5月に中期経営計画を発表しておりますが、成長分野・地域として掲げた分野・地域の市況や為替レートの状況等、中期経営計画の前提条件が想定と異なる場合や当該差異により予定どおり中期経営計画を遂行できない場合、当社グループは、鉄鋼事業の収益力強化、機械系事業の戦略的な拡大や電力供給事業の拡大といった中期経営計画の取り組みが実現できない可能性があります。また、当社グループは、海外企業との業務提携やジョイントベンチャーを進めていますが、製品開発・サービス提供が困難を伴うことや、当初予定していたシナジー効果が実現されないこと等、これらの業務提携等が上手くいかない又は想定していた将来の事業機会を得ることができない可能性があります。

なお、四半期報告書提出日（平成26年2月4日）現在では予測できない上記以外の事象の発生により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社神戸製鋼所 本店
(神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

なお、参照書類のうち、株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との現物市場統合が行われた平成25年7月16日より前に提出されたものにつきましては、上記に加え、以下においても縦覧に供されております。

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。